

第十五条第一項中「次に」を「次の各号に」に改め、事業の種別」の下に（運行の態様の別を含む。）を加え、同項第一号中「一般乗合旅客自動車運送事業」を「路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業」に改め、事業用自動車の数」の下に（自動車庫の収容能力の増加を伴う事業用自動車の数の増加に係るものを除く。以下この項において同じ。）を加え、乗車定員」の次の数」を「これらのうち乗車定員十一人未満の事業用自動車の数」に改め、事項を除く」の下に「。次号において同じ」を加え、同項第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業 営業所ごとに配置する事業用自動車の数及びそのうち乗車定員十一人未満の事業用自動車の数、運行系統並びに発地の発車時刻又は着地の到着時刻

三 区域運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業 営業所ごとに配置する事業用自動車の数及びそのうち乗車定員十一人未満の事業用自動車の数、運送の区間並びに発地の発車時刻若しくは着地の到着時刻又は運行間隔時間

第十五条の二第二項第二号中「八まで」を「二まで」に、の区分を（運行の態様の別を含む。）に改め、同号八を同号二とし、同号口を同号八とし、同号イ中「一般乗合旅客自動車運送事業」を「路線定期運行又は路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業」に改め、同号イの次に次のように加える。

口 区域運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業 名称及び位置（営業区域内における位置であつて、新設、変更又は当該営業区域内に他の営業所が存する場合における廃止に係るものに限る。）

第十五条の二第二項第三号中「停留所の」を「停留所又は乗降地点の」に改め、停留所間」の下に「又は乗降地点間」を加える。

第十五条の十二第二項第一号中「定期的に運行する自動車により観光を目的とする乗合旅客を専ら運送すること（以下「定期観光運送」という。）を「定期観光運送」に改め、同項第二号中「運行系統ごとに地方運輸局長が指定する時間帯」を「地方運輸局長が指定する区域ごとに定める時間帯における運行系統」に改める。

第十五条の十三第一項中「三十日前」の下に（行事等の事由による一時的な需要に応じた運行系統の設定又は変更に係る運行計画の設定又は変更の届出にあつては、七日前）を加える。

第十五条の十四第一項第一号中「運行系統ごとに地方運輸局長が指定する時間帯」を「地方運輸局長が指定する区域ごとに定める時間帯における運行系統」に、当該運行系統」を「当該区域」に、指定する範囲内」を「定める範囲内」に改め、同項第三号中「当該運行系統」を「当該区域」に、指定する」を「定める」に改める。

第二十一条第二項第三号中「第六条第一項第七号、第八号、第九号又は第十号」を「第六条第一項第六号、第七号、第八号又は第九号」に改める。

第二十二條第二項第三号中「第六条第一項第七号、第八号、第九号又は第十号」を「第六条第一項第六号、第七号、第八号又は第九号」に改め、同項第四号中「一般乗合旅客自動車運送事業」を「路線定期運行又は路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業」に改める。

第二十三條第二項第三号中「第六条第一項第七号又は第八号」を「第六条第一項第六号又は第七号」に改め、同項第四号中「一般乗合旅客自動車運送事業」を「路線定期運行又は路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業」に改める。

第二十五条第一項中「一般旅客自動車運送事業（」の下に「路線定期運行を行う」を加え、同項第二号を次のように改める。

二 事業の種別

第二十八条第一号中「第七号（口を除く）、第八号、第九号（口を除く）、第十号（イを除く）及び第十一号」を（口を除く）、第七号、第八号（口を除く）、第九号（イを除く）及び第十号」に改める。

第三十三條第七項中「第六条第一項第七号」を「第六条第一項第六号」に、「第八号」を「第七号」に、「第九号」を「第八号」に、「第十号」を「第九号」に改める。

第四十八條及び第四十九條を次のように改める。

（法第七十八條第二号の者）

第四十八條 法第七十八條第二号の国土交通省令で定める者は、次のとおりとする。

一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人

二 農業協同組合

三 消費生活協同組合

四 医療法人

五 社会福祉法人

六 商工会議所

七 商工会

（自家用有償旅客運送）

第四十九條 法第七十八條第二号の国土交通省令で定める旅客の運送は、次に掲げるものとする。

一 市町村が専ら当該市町村の区域内において行う、当該区域内の住民の運送（以下「市町村運営有償運送」という。）

二 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又は前条各号に掲げる者（以下「特定非営利活動法人等」という。）が過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域その他これに類する地域において行う、当該地域内の住民、その親族その他当該地域内において日常生活に必要な用務を反復継続して行う者であつて第五十一条の二十五の名簿に記載されている者及びその同伴者の運送（以下「過疎地有償運送」という。）

三 特定非営利活動法人等が乗車定員十一人未満の自動車を使用して行う、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であつて第五十一条の二十五の名簿に記載されている者及びその付添人の運送（以下「福祉有償運送」という。）

イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者
ロ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者

ハ 介護保険法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けている者

二 その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

第五十条第一項中「第八十条第一項」を「第七十八條第三号」に改め、同項第四号中「又は期間」を「若しくは期間又は区間若しくは区域」に改め、同項第五号を削り、第六号を第五号とし、同条第二項を削る。

第五十一条を次のように改める。

（自家用有償旅客運送の種別）

第五十一条 法第七十九條の二第二項第二号の国土交通省令で定める自家用有償旅客運送の別は、次のとおりとする。

一 市町村運営有償運送

二 過疎地有償運送

三 福祉有償運送